

仏領ポリネシアの輸入規制措置の概要 (平成28年6月30日以降)

【輸入規制措置の概要】

仏領ポリネシアは、日本から輸入される全ての食品（アルコール飲料を除く）・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求めています。

(証明対象・内容)

必要な証明	地 域	品 目
日 付	47 都道府県	平成 23 年 3 月 11 日以前に生産・加工された全ての食品・飼料
放射性物質検査	福島県	全ての食品・飼料
	群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県、岩手県	・きのこ類【別表 1 を参照】 ・水産物【別表 4 を参照】 ・米、大豆及びソバ【別表 3 を参照】 ・一部の山菜類【別表 2 を参照】（タラの芽、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、コシアブラ、クサソテツ及びウワバミソウ）
	秋田県、山形県、長野県	・きのこ類【別表 1 を参照】 ・一部の山菜類【別表 2 を参照】（タラの芽、タケノコ、ワラビ及びコシアブラ）
	山梨県、静岡県、新潟県、青森県	きのこ類【別表 1 を参照】
	上記の放射性物質検査証明書の対象品目の使用割合が 50%を超える食品・飼料	
	産地や使用割合 50%を超える原料の産地が不明な食品・飼料	
産 地	福島県を除く 46 都道府県	上記以外の食品・飼料

(仏領ポリネシアの定める放射性物質最大容量)

＜食品＞

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム 134 及び セシウム 137 の総量	乳児用食品	50
	乳・乳製品	50
	飲料水	10
	その他食品	100

＜食用動物用飼料＞

(Bq/kg)

セシウム 134 及び セシウム 137 の総量	魚の飼料	40
	豚の飼料	80
	家禽の飼料	160
	牛、馬の飼料	100

別表 1：放射性物質検査証明が必要な品目（きのこ類）の CN コード表

類 Chapter	農林水産物名		きのこ類 Mushrooms
	形 態		
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵		0709 51
			0709 59
	冷凍		0710 80
	一時保存処理		0711 51
			0711 59
	乾燥		0712 31
			0712 32
			0712 33
			0712 39
	20 野菜、果実及びナット等の調製品	調製・保存処理(酢漬除く)	
			2003 90
調製・保存処理(冷凍以外)			2005 99

別表２：放射性物質検査証明が必要な品目（山菜類）の CN コード表

類 Chapter	農林水産物名 形 態	タケノコ Bamboo shoot	タラの芽 Aralia sprout	ワラビ Bracken	ゼンマイ Japanese royal fern
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)	2004 90			
	調製・保存処理 (冷凍以外)	2005 91			

類 Chapter	農林水産物名 形 態	コシアブラ Koshiabura	クサソテツ Ostrich fern	ウワミソウ Uwabami -sou
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90

別表 3：放射性物質検査証明が必要な品目（米、大豆及びソバ）の CN コード表

類 Chapter	農林水産物名 形 態	米 Rice	大豆 Soybeans	ソバ Buckwheat
10 穀物	米	1006		
	ソバ			1008 10
11 穀粉及び加工穀物等	穀粉	1102 90		1102 90
	ひき割り	1103 19		1103 19
	ペレット	1103 20		1103 20
	フレーク	1104 19		1104 19
	その他の加工穀物（殻を除く、真珠型にとう精、薄く切り又は粗くひいたもの等）	1104 29		1104 29
	穀物の胚芽	1104 30		1104 30
12 採油用の種及び果実等	その他		1201 90	
	粉又はミール		1208 10	
15 植物性の油脂等	大豆油及びその分別物		1507	
19 穀物、穀粉、でん粉又はミルク調製品及びベーカリー製品	穀粉、ひき割り穀物等の調製食料品	1901		1901
	膨張又は炒って得た調製品	1904 10		1904 10
	炒っていない穀物の調製品等	1904 20		1904 20
	その他の加工穀物	1904 90		1904 90
	ベーカリー調製品（パン、米菓等）	1905 90		1905 90

別表 4：放射性物質検査証明が必要な品目（水産物）の CN コード表

類 Chapter	農林水産物名 形 態	水産物 (ホタテは除外) Fish & Fishery products other than scallop
03 魚及び甲殻類 等	魚／生鮮・冷蔵	0302
	魚／冷凍	0303
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305
	甲殻類	0306
	軟体動物*	0307
	水棲無脊椎動物	0308
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20
16 魚及び甲殻類 等の調製品	魚(調整又は保存処理)、 キャビア及び魚卵から調 製したキャビア代用物	1604
	甲殻類、軟体動物及び水 棲無脊椎動物(調製又は 保存処理)*	1605

*除外されるホタテの CN コード
: 0307 21及び0307 29

*除外されるホタテの CN コード
: 1605 52

(別表 1 から 4 の留意事項)

- 1 CN コードは EU が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN)と呼ばれる物品の分類表の番号です。輸出品等 CN コードが不明の場合は、仏領ポリネシア側の輸入業者等を通じて輸出先国の当局にお問い合わせください。
- 2 CN コードに複数の農林水産物が含まれる場合であっても、規制の対象は表の「農林水産物名」欄に記載されている農林水産物及びその加工品のみに限定されます。